

特定複合観光施設区域の認定

現 状

●国の取組

- ・令和元年9月4日
基本方針案のパブリックコメント
- ・令和元年11月19日
区域整備計画の認定申請期間を定める政令案のパブリックコメント
※認定申請期間令和3年1月4日～令和3年7月30日まで
- ・令和2年12月18日
基本方針及び区域整備計画の認定申請期間を定める政令等の決定
※認定申請期間令和3年10月1日から令和4年4月28日まで
- ・令和3年4月2日
カジノ管理委員会規則等のパブリックコメント

●和歌山県の取組

- ・令和2年2月20日
実施方針（案）策定、公表
- ・令和2年3月30日
募集要項等の公表、事業者公募を開始
- ・令和2年5月14日
参加資格審査結果の公表
- ・令和3年1月7日
実施方針の決定
- ・令和3年1月15日
提案審査書類の受理
- ・令和3年6月頃
優先権者の選定

課 題

特定複合観光施設区域整備法では、「認定区域整備計画の数が三を超えることとならないこと」とされているが、上限の三か所を選定するか否かは国の裁量の範囲とされている

具体的な措置

政令で定められた区域認定申請期間に申請を行う自治体の区域整備計画が、国の求める要求基準を満たし、かつ法律の求める内容に適合する国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現する優れた計画であれば、認定を行うこと